

# 外国為替及び外国貿易管理法

最終改正 平成5・11・12・法律89号

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 外国為替公認銀行及び両替商（第10条～第15条）
- 第3章 支払等（第16条～第19条）
- 第4章 資本取引等（第20条～第25条の2）
- 第5章 対内直接投資等（第26条～第46条）
- 第6章 外国貿易（第47条～第55条）
- 第6章の2 外国為替等審議会（第55条の2・第55条の3）」
- 第7章 行政手続法との関係（第55条の4）
- 第7章の2 不服申立て（第56条～第64条）
- 第8章 雑則（第65条～第69条の5）
- 第9章 罰則（第69条の6～第73条）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条から第4条まで 削除

（適用範囲）

第5条 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

（定義）

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。
2. 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

3. 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。
4. 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。
5. 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
6. 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
7. 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
  - ロ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状
  - ハ 証票、電子機器その他の物（第 19 条第 1 項において「証票等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）
  - ニ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの
8. 「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払のために使用することのできる支払手段（本邦通貨を除く。）をいう。
9. 削除
10. 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。
11. 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるものをいう。
12. 「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。
13. 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。
14. 「金融指標等先物契約」とは、証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 14 項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第 15 項に規定する有価証券オプション取引（同項第 2 号に掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び同条第 16 項に規定する外国市場証券先物取引（同条第 14 項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第 15 項に規定する有価証券オプション取引に類する取引

に限る。)並びに金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第4項に規定する金融先物取引(同項第2号に掲げる取引又は同項第3号に掲げる取引(同号ロに掲げる取引に係るもののうち、政令で定めるものに限る。))に該当するものに限る。以下この号において同じ。)及び同条第7項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第4項に規定する金融先物取引に類する取引に係る契約をいう。

15.「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

16.「財産」とは、第7号、第10号、第11号、第13号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

(外国為替相場)

第7条 本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ単一とし、内閣の承認を得て、大蔵大臣が定める。

2 外国通貨についての正しい裁定外国為替相場は、大蔵大臣が定める。

3 大蔵大臣は、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

4 大蔵大臣が前3項の規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めたときは、何人も、これによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第8条 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行わなければならない。

(取引等の非常停止)

第9条 主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2 前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支払を不可能とするものではなく、その停止に因る支払の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

## 第2章 外国為替公認銀行及び両替商

(外国為替業務の認可等)

第10条 外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所(本邦法人である銀

行の外国にある営業所を含む。以下同じ。)並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3 第1項の認可を受けた銀行は、外国為替業務を営む営業所を新設し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 第1項の認可を受けた銀行は、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務を営む営業所の全部若しくは一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

#### (業務上の取極)

第11条 前条第1項の認可を受けた銀行又は外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)に規定する外国為替銀行(以下「外国為替公認銀行」と総称する。)は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

#### (外国為替公認銀行の外国為替持高等)

第11条の2 大蔵大臣は、本邦通貨の外国為替相場に急激な変動がもたらされることを防止するため又は外国為替公認銀行の国際的信用を維持するため必要があると認めるときは、外国為替公認銀行に対し、政令で定めるところにより、次の制限を課することができる。

1. 外国為替持高(政令で定めるところにより算定した外貨資産残高と外貨負債残高との差額に相当する金額をいう。)の限度を指示することその他外国為替業務に関し政令で定める要件を満たすべきこと。
2. 非居住者から受け入れる本邦通貨をもつて表示される勘定であつて政令で定めるものに金利を付することを禁止すること。

#### (外国為替公認銀行の確認義務)

第12条 外国為替公認銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

#### (制裁)

第13条 大蔵大臣は、外国為替公認銀行が、この法律、この法律に基く命令若しくは処分に違反し、又は違反しようとしたときは、第10条第1項の認可を取り消し、又は1年以内

の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(両替商)

第 14 条 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条並びに前条の規定は、両替商(前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。)に準用する。

(報告義務)

第 15 条 外国為替公認銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、主務大臣に報告しなければならない。

### 第 3 章 支払等

(支払等)

第 16 条 主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該支払又は支払の受領（以下この条及び次条において「支払等」という。）が、第 18 条第 2 項又は次章から第 6 章までの規定により許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課することができることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行のため必要があると認めるときは、これと同一の見地から許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課することができることとされている取引又は行為以外の取引又は行為に係る支払等について、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け又は届出をする義務が課されている場合には、当該許可若しくは承認を受けないで又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

(対外取引の支払方法)

第 17 条 居住者は、勘定の貸記又は借記による方法その他の政令で定める特殊な方法によ

り、居住者と非居住者との間の取引又は行為に係る債権債務の決済のため、支払等をしようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

(支払手段等の輸出入)

第 18 条 大蔵大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払手段又は証券を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

2 大蔵大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき又は国際収支の均衡若しくは通貨の安定を維持するため特に必要があると認めるときは、貴金属を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

(債権の放棄等)

第 19 条 主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、非居住者に対する債権を保有している居住者に対し、政令で定めるところにより、当該債権の全部又は一部を放棄し又は免除することについて、許可を受ける義務を課することができる。

## 第 4 章 資本取引等

(資本取引)

第 20 条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第 26 条第 1 項各号に掲げるものが行う同条第 2 項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。）をいう。

1. 居住者と非居住者との間の預金契約（定期積金契約、掛金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。第 4 号及び第 22 条第 2 項において同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下この条、第 22 条及び第 23 条において「債権の発生等に係る取引」という。）
2. 居住者と非居住者との間の金銭の貸借契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引
3. 居住者と非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引
4. 居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は対外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引
5. 居住者による非居住者からの外貨証券の取得（これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの外貨証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を

含む。第 22 条第 1 項において同じ。) 又は非居住者による居住者からの証券の取得 (これらの者の一方の意思表示により、非居住者による居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。同項において同じ。)

6. 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の発行若しくは募集又は非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集
7. 非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集
8. 居住者と非居住者との間の金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引
9. 居住者と他の居住者との間の金融指標等先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引又は金融指標等先物契約 (外国通貨の金融指標 (金融先物取引法第 2 条第 3 項に規定する金融指標をいう。次条第 1 項第 1 号及び第 22 条第 1 項第 7 号において同じ。)) に係るものに限る。) に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引
10. 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得
11. 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受 (当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。)
12. 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

(大蔵大臣の許可を要する資本取引)

第 21 条 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、政令で定めるところにより、当該資本取引について、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

1. 前条第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる資本取引 (第 8 号に掲げる資本取引にあつては、通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。) であつて、本邦にある外国為替公認銀行が業として行う資本取引及び本邦にある外国為替公認銀行がその媒介、取次ぎ又は代理を業として行う資本取引 (同条第 3 号及び第 4 号に掲げる資本取引のうち対外支払手段又は債権の売買契約に係る資本取引並びに同条第 8 号及び第 9 号に掲げる資本取引にあつては、大蔵大臣の定める要件を満たしているものに限る。) 以外のもの 居住者
  2. 前条第 7 号に掲げる資本取引 非居住者
- 2 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならない資本取引以外の資本取引 (第 24 条第 1 項に規定する資本取引に該当するものを除く。) が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めら

れるときに限り、当該資本取引を行う居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

1. 我が国の国際収支の均衡を維持することが困難になること。
2. 本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになること。
3. 本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること。

3 前項の規定により大蔵大臣が第 23 条第 1 項に規定する資本取引（次条第 1 項の規定による届出が既にされたものを除く。）について許可を受ける義務を課する場合には、当該資本取引が行われたならば、前項各号に掲げる事態のほか、第 23 条第 2 項各号に掲げる事態のいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せ考慮してするものとする。

（資本取引の届出等）

第 22 条 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引（第 1 号に掲げる資本取引のうち、本邦にある外国為替公認銀行と非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引で当該外国為替公認銀行における当該取引に係る資金の運用又は調達に関する経理が特別国際金融取引勘定において整理されるもの及び第 24 条第 1 項に規定する資本取引に該当するものを除く。）の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。ただし、第 2 号、第 3 号及び第 7 号に掲げる資本取引の当事者となろうとする場合であつて、当該当事者の一方が大蔵大臣の指定を受けた証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社をいう。以下この項において「指定証券会社」という。）であるとき又は当該資本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理をする者が指定証券会社であるときは、この限りでない。

1. 第 20 条第 2 号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸借契約（第 4 号に該当するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引又は外国法令に基づいて設立された法人で政令で定めるもの（以下この号において「外国法人」という。）が証券を外国において発行若しくは募集することに伴い当該外国法人のために行われる債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引 居住者
2. 第 20 条第 5 号に掲げる資本取引のうち、居住者による非居住者からの外貨証券の取得（第 4 号に該当するものを除く。） 居住者
3. 第 20 条第 5 号に掲げる資本取引のうち、非居住者による居住者からの証券の取得 非居住者
4. 第 20 条第 2 号、第 5 号及び第 11 号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投

資に係るもの 居住者

5. 第 20 条第 6 号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集居住者
6. 第 20 条第 6 号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行又は募集 非居住者
7. 第 20 条第 8 号に掲げる資本取引（通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものを除く。）居住者
8. 第 20 条第 10 号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

2 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、本邦にある外国為替公認銀行が、非居住者（外国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付けその他の非居住者に対する資金の運用に充てるために行う次の各号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理するため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

1. 第 20 条第 1 号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づく債権の発生等に係る取引
2. 第 20 条第 2 号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引
3. その他政令で定める取引又は行為

3 第 1 項第 4 号の「対外直接投資」とは、居住者よる外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

4 第 2 項に規定する特別国際金融取引勘定（以下この項において「特別国際金融取引勘定」という。）とその他の勘定との間における資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に関し当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他必要な事項については、政令で定める。

5 第 1 項ただし書に規定する大蔵大臣の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前条第 2 項の規定により大蔵大臣の許可を受ける義務が課された場合には第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる資本取引のうち当該許可を受ける義務を課されたものについては、同項及び次条の規定は、適用しない。

（資本取引に係る内容の審査及び変更勧告等）

第 23 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる資本取引（居住者による非居住者からの金銭の借入契約に基づく債権の発生等に係る取引を除く。）並びに同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる資本取引について、同項の規定による届出をした居住者又は非居住者は、大蔵大臣が当該届出を受理した日から起算して 20 日を経過する日までは、当該届出に係る資本取引を行つてはならない。ただし、大蔵大臣は、当該届出に係る資本取引の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 大蔵大臣は、前項の届出に係る資本取引が行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は当該届出を受理した日から起算して 20 日以内とする。

1. 国際金融市場に悪影響を及ぼし、又は我が国の国際的信用を失うことになること。
2. 我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること。
3. 我が国の特定の産業部門の事業活動その他我が国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすことになること。
4. 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げ、又は国際的な平和及び安全を損ない、若しくは公の秩序の維持を妨げることになること。

3 前項の規定による勧告を受けた者は、第 1 項の規定にかかわらず、当該勧告を受けた日から起算して 20 日を経過する日までは、同項の届出に係る資本取引を行つてはならない。

4 第 2 項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して 10 日以内に、大蔵大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

5 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした者は、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る資本取引を行わなければならない。

6 第 4 項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした者は、第 1 項又は第 3 項の規定にかかわらず、当該勧告を受けた日から起算して 20 日を経過しなくても、当該勧告に係る資本取引を行うことができる。

7 第 2 項の規定による勧告を受けた者が、第 4 項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣は、当該勧告を受けた者に対し、当該資本取引の内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、第 2 項の規定による勧告を行つた日から起算して 20 日以内とする。

8 前各項に定めるもののほか、資本取引の内容の変更又は中止の勧告の手續その他これらの勧告に関し必要な事項は政令で定める。

（通商産業大臣の許可を要する資本取引等）

第 24 条 通商産業大臣は、第 20 条第 2 号に掲げる資本取引（同条第 12 号の規定により同

条第2号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。)のうち、貨物を輸出し又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの及び鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定に係る取引又は行為として政令で定めるもの(短期の国際商業取引の決済のための資本取引として政令で定めるものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、第21条第2項各号に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引を行う居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

2 居住者が前項に規定する資本取引の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第1項に規定する資本取引(居住者による非居住者からの金銭の借入契約に係るものとして政令で定めるものを除く。)について、前項の規定による届出をした居住者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して20日を経過する日までは、当該届出に係る資本取引を行つてはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る資本取引の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 前条第2項から第8項までの規定は、前項に規定する資本取引について準用する。この場合において必要な技術的読替は政令で定める。

5 第1項の規定により通商産業大臣が第3項に規定する資本取引(第2項の規定による届出が既にされたものを除く。)について許可を受ける義務を課する場合には、当該資本取引が行われたならば、第21条第2項各号に掲げる事態のほか、前項において準用する前条第2項各号に掲げる事態のいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せ考慮してするものとする。

6 第1項の規定により通商産業大臣の許可を受ける義務が課された場合には、第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する資本取引のうち当該許可を受ける義務を課されたものについては、第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(役務取引等)

第25条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

1. 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の地域において提供することを目的とする取引
  2. 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引
- 2 通商産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、非

居住者との間で特定技術を同項第1号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 居住者は、非居住者との間で次のいずれかに該当するものとして政令で定める取引（第29条第1項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは政令で定めるところにより、当該取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。

1. 役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。次号において同じ。）であつて、鉱産物の加工又は鉱業権の移転その他これらに類するもの
2. 役務取引又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行又は国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるもの

（制裁）

第25条の2 通商産業大臣は、前条第1項の規定による許可を受けないで同項第1号に規定する取引を行つた者に対し、3年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2 通商産業大臣は、前条第1項の規定による許可を受けないで同項第2号に規定する取引を行つた者に対し、3年以内の期間を限り、非居住者との間で外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引を行い、又は貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

3 通商産業大臣は、前条第2項の規定により通商産業大臣の許可を受ける義務が課された場合において当該許可を受けないで同項に規定する取引を行つた者に対し、1年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

## 第5章 対内直接投資等

（対内直接投資等の報告）

第26条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等を行うものをいう。

1. 非居住者である個人
2. 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体
3. 会社で、第1号又は前号に掲げるものにより直接に所有されるその株式の数又は出資の

金額と他の会社を通じて間接に所有されるものとして政令で定めるその株式の数又は出資の金額とを合計した株式の数又は出資の金額の当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が 100 分の 50 以上に相当するもの

4. 前 2 号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第 1 号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1. 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものから譲受けによるもの及び証券取引法第 2 条第 11 項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第 3 号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

2. 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡（非居住者である個人から前項各号に掲げるものに対して行われる譲渡に限る。）

3. 上場会社等の株式の取得（当該取得に係る当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数と、非居住者である個人若しくは法人その他の団体（前項第 2 号から第 4 号までに掲げるものに該当するものに限る。）で当該取得をしたものと株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定めるものが所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が 100 分の 10 を下らない率で政令で定める率以上となる場合に限る。）

4. 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意（当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額の 3 分の 1 以上の割合を占める当該会社の株式の数又は出資の金額を有するものを行う同意に限る。）

5. 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更（前項第 1 号又は第 2 号に掲げるものを行う政令で定める設置又は変更に限る。）

6. 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け（銀行その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第 3 号又は第 4 号に掲げるものを行う本邦通貨による貸付けを除く。）でその期間が 1 年を超えるもの

7. 前各号のいずれかに準ずる行為として政令で定めるもの

3 外国投資家は、前項各号に掲げる対内直接投資等（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定める対内直接投資等を除く。以下この条から第 27 条の 2 までにおいて同じ。）を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等について、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、次条第 1 項の規定により届け出なければならない対内直接投資等については、この限りでない。

(対内直接投資等の届出及び変更勧告等)

第 27 条 外国投資家は、前条第 2 項各号に掲げる対内直接投資等のうち第 3 項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 対内直接投資等について前項の規定による届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して 30 日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る対内直接投資等がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第 3 項の規定による届出（同条第 5 項の規定により外国投資家とみなされる外国投資家以外の者による届出を含む。次項及び第 8 項において同じ。）があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば第 1 号若しくは第 2 号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第 3 号若しくは第 4 号に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該対内直接投資等を行ってはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して 4 月間に限り、延長することができる。

1. イ又はロに掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資等（我が国が加盟する対内直接投資等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この号において「条約等」という。）の加盟国の外国投資家が行う対内直接投資等で対内直接投資等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う対内直接投資等でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。）

イ 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

ロ 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

2. 当該対内直接投資等が我が国との間に対内直接投資等に関し条約その他の国際約束がない国の外国投資家により行われるものであることにより、これに対する取扱いを我が国の投資家が当該国において行う直接投資等（前条第 2 項各号に掲げる対内直接投資等に相当するものをいう。）に対する取扱いと実質的に同等なものとするため、その内容の変更又は中止をさせる必要があると認められる対内直接投資等

3. 資金の使途その他からみて、当該対内直接投資等の全部又は一部が第 21 条第 2 項の規定により許可を受ける義務を課されている資本取引に当たるものとしてその内容の変更又は中止をさせる必要があると認められる対内直接投資等

4 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第1項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第3項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第1項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは、外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第3項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により外国為替等審議会の意見を聴く場合において、外国為替等審議会が当該事案の性質にかんがみ、第3項に規定する4月の期間内に意見を述べるのが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、5月とする。

7 第5項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して10日以内に、大蔵大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

8 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。

9 第7項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第3項又は第6項の規定にかかわらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して4月（同項の規定により延長された場合にあつては、5月）を経過しなくても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。

10 第5項の規定による勧告を受けたものが、第7項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第3項又は第6項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

11 大蔵大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変化その他の事由により、第1項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しなくなつたと認めるときは、第7項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

12 第5項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手續その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国投資家とみなされる者)

第 27 条の 2 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。以下この条において同じ。)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前 2 条の規定を適用する。

(新株の引受権の譲渡)

第 28 条 第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げるもので会社の株式を所有するものは、その所有する株式につき与えられた新株の引受権を他に譲り渡すことができる。

2 新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して対抗することができない。

(技術導入契約の締結等の報告等)

第 29 条 居住者は、非居住者(非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条及び次条において同じ。)との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用权の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更(以下「技術導入契約の締結等」という。)をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、次条第 1 項の規定により届け出なければならない技術導入契約の締結等については、この限りでない。

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)

第 30 条 居住者は、非居住者との間で技術導入契約の締結等のうち第 3 項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものをしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等について、その契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 技術導入契約の締結等について前項の規定による届出をした居住者は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して 30 日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る技術導入契約の締結等がその技術の種類その他からみて次項の規定による審査が必要となる技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第 1 項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等が次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがある技術

導入契約の締結等（我が国が加盟する技術導入契約の締結等に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等で技術導入契約の締結等に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の非居住者との間でされる技術導入契約の締結等でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第5項において「国の安全等に係る技術導入契約の締結等という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して4月間に限り、延長することができる。

1. 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

2. 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

4 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第1項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第3項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、第3項の規定による審査をした結果、第1項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当すると認めるときは、外国為替等審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により外国為替等審議会の意見を聴く場合において、外国為替等審議会が、当該事案の性質にかんがみ、第3項に規定する4月の期間内に意見を述べるのが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、5月とする。

7 第27条第7項から第12項までの規定は、第5項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第31条から第46条まで 削除

## 第六章 外国貿易

(輸出の原則)

第 47 条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の許可等)

第 48 条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 通商産業大臣は、第 2 項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支払の方法により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

(支払方法の証明)

第 49 条 通商産業大臣は、命令で定めるところり、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支払が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

第 50 条削除

(船積の非常差止)

第 51 条 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、1 月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第 52 条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第 53 条 通商産業大臣は、第 48 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、3 年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特

定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

2 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者(前項に規定する者を除く。)に対し、1年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

第54条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

(担保の提供)

第55条 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる。

## 第6章の2 外国為替等審議会

(設置)

第55条の2 大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に応じ、外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省に、外国為替等審議会(次条において「審議会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第55条の3 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命し、その任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 審議会の委員は、再任されることができる。

5 審議会の委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第7章 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第55条の4 第25条第1項若しくは第2項又は第48条第1項若しくは第2項の規定によ

る許可又はその取消しについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

## 第7章の2 不服申立て

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第56条 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第1項の意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の意見の聴取の手續について必要な事項は、政令で定める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第57条 前条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前条第1項に規定する処分については、行政手続法第27条第2項の規定は、適用しない。

第58条から第64条まで削除

## 第8章 雑則

（公正取引委員会の権限）

第65条 この法律のいかなる条項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用又は同法に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（政府機関の行為）

第66条 この法律又はこの法律に基く命令の規定中主務大臣、日本銀行又は外国為替公認銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

（報告義務）

第67条 この法律に規定するものの外、主務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

て、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができる。

#### (立入検査)

第 68 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替公認銀行、両替商その他この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者の営業所、事務所又は工場にその営業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (権限の委任)

第 68 条の 2 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に委任することができる。

#### (事務の一部委任)

第 69 条 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行又は外国為替公認銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3 第 1 項の場合において、その事務に従事する日本銀行又は外国為替公認銀行の職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第 69 条の 2 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

#### (主務大臣等)

第 69 条の 3 この法律における主務大臣は、政令で定める。

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等又は技術導入契約の締結等に係る事業の所管大臣として、政令で定める。

第 69 条の 4 通商産業大臣は、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣に意見を求めることができる。

2 外務大臣は、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の運用に関し、通商産業大臣に意見を述べることができる。

(経過措置)

第 69 条の 5 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第 9 章 罰則

第 69 条の 6 次の各号の一に該当する者は、5 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の 5 倍が 200 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 5 倍以下とする。

1. 第 25 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
2. 第 48 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者
- 2 前項第 2 号の未遂罪は、罰する。

第 70 条 次の各号の一に該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の 3 倍が 100 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 3 倍以下とする。

1. 第 7 条第 4 項の規定に違反して取引した者
2. 第 8 条の規定に違反して取引した者
3. 第 9 条第 1 項の規定に基づく命令の規定に違反して取引した者
4. 第 10 条第 1 項の規定による認可を受けないで外国為替業務を営んだ者
5. 第 13 条（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反した者
6. 第 14 条第 1 項の規定による認可を受けないで両替業務を営んだ者（外国為替公認銀行を除く。）
7. 第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第 3 項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

8. 第 17 条の規定による許可を受けないで、同条の規定に基づく命令の規定で定める特殊な方法により支払又は支払の受領をした者
9. 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、支払手段、証券又は貴金属を輸出し又は輸入した者
10. 第 19 条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、非居住者に対する債権の全部又は一部を放棄し又は免除した者
11. 第 21 条第 1 項の規定による許可を受けないで資本取引をした者
12. 第 21 条第 2 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者
13. 第 23 条第 1 項の規定の適用のある取引につき、第 22 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者
14. 第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に資本取引をした者（第 19 号に該当する者を除く。）
15. 第 23 条第 5 項（第 24 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資本取引をした者
16. 第 23 条第 7 項（第 24 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者
17. 第 24 条第 1 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者
18. 第 24 条第 3 項の規定の適用のある取引につき、同条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者
19. 第 24 条第 3 項の規定又は同条第 4 項において準用する第 23 条第 3 項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に資本取引をした者
- 19 の 2. 第 25 条第 2 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者
20. 第 25 条第 3 項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
- 20 の 2. 第 25 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定による技術の提供を目的とする取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者
- 20 の 3. 第 25 条の 2 第 2 項の規定による貨物の売買に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者
21. 第 26 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者（同条第 5 項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
22. 第 26 条第 4 項の規定に違反して、同項に規定する期間（第 27 条第 1 項又は、第 3 項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間）中に対内直接投資等をした者（第 26 条第 5 項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）
23. 第 27 条第 5 項の規定に違反して対内直接投資等をした者（第 26 条第 5 項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

24. 第 27 条第 7 項の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者(第 26 条第 5 項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)
25. 第 29 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者
26. 第 29 条第 3 項の規定に違反して、同項に規定する期間(第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間)中に技術導入契約の締結等をした者
27. 第 30 条第 4 項において準用する第 27 条第 5 項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者
28. 第 30 条第 4 項において準用する第 27 条第 7 項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者
- 28 の 2. 第 48 条第 2 項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者
29. 第 48 条第 3 項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者
30. 第 51 条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者
31. 第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者
- 31 の 2. 第 53 条第 1 項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者
32. 第 53 条第 2 項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

第 71 条 第 10 条第 3 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設した者若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務の内容を変更した者は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 72 条 次の各号の一に該当する者は、6 月以下の懲役又 20 万円以下の罰金に処する。

1. 第 10 条第 4 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者
2. 第 11 条の規定による承認を受けないで同条に規定する取極を結んだ者
3. 第 12 条(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して取引した者
4. 第 15 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
5. 第 22 条 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者(第 70 条第 13 号に該当する者を除く。)
6. 第 24 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者(第 70 条第 18 号に該当する者を除く。)

7. 第 49 条の規定に基づく命令の規定に違反して、十分な証明をせず、又は虚偽の証明をした者
8. 第 67 条の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
9. 第 68 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
10. 第 68 条第 1 項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第 73 条 法人（第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに同条第 5 項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第 69 条の 6 から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに同条第 5 項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附則

附則中第 2 項から第 4 項までを削り、第 1 項を第 1 条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 4 条を加える。

(非居住者である個人等による株式取得の特例)

第 2 条 当分の間、大蔵大臣及び事業所管大臣は、非居住者である個人及び外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「非居住者である個人等」という。）が、特定の会社の一定数量以上の株式等（第 26 条第 2 項第 1 号に規定する上場会社等の株式その他政令で定める証券をいう。以下同じ。）の取得をすることとなつた場合において次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、株式等を発行している会社で当該審査の対象とすべきものを指定することができる。

1. 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

2. 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

2 前項の「事業所管大臣」とは同項に規定する取得がされようとする会社の営む事業の所管大臣として、政令で定めるものをいう。

3 第 1 項の「一定数量以上の株式等」とは、非居住者である個人等が既に所有している特定の会社の株式等（非居住者である個人等以外の者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含み、非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得し

た株式等を除く。)の数(株式にあつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。)に非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで取得しようとする株式等を含む。)の数を合計した場合には、当該株式等の数が当該会社の発行済株式の総数に対し100分の25を下らない率で政令で定める率以上となる場合の当該株式等をいう。

第3条 前条第1項の規定による会社の指定がされた場合において、当該指定がされた後に非居住者である個人等が当該指定された会社の一定数量以上の株式等の取得(第26条第2項第3号に掲げる上場会社等の株式の取得を除く。)をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならないものとし、当該取得については、第22条第1項の規定は、適用しない。

2 非居住者である個人等が前条第1項の規定により指定された会社の株式等を取得しようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、当該株式等が同項に規定する一定数量以上の株式等に該当しないかどうかの確認を求めなければならない。

3 前条第3項に規定する一定数量以上の株式等の取得について第1項の規定による届出をした非居住者である個人等は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して30日を経過する日までは、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得に係る株式等の数量その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないでする一定数量以上の株式等の取得については、当該非居住者である個人等以外の者を非居住者である個人等とみなして、前3項の規定を適用する。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第1項の規定による届出(前項の規定により非居住者である個人等とみなされる非居住者である個人等以外の者による届出を含む。次項において同じ。)があつた場合において、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得がされたならば前条第1項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該一定数量以上の株式等の取得をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して4月間に限り、延長することができる。

6 第27条第2項から第7項まで及び第9項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において必要な技術的読替えは政令で定める。

第4条 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで株式等の取得(前条第4項に規定する株式等の取得に該当するものを除く。)をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である

個人等以外の者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

第5条 次の各号の一に該当する者（附則第3条第4項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の3倍が100万円を超えるときは、罰金は、当該価格の3倍以下とする。

1. 附則第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者
2. 附則第3条第3項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第5項の規定又は同条第6項において準用する第27条第3項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間）中に株式等の取得をした者
3. 附則第3条第6項において準用する第27条第5項の規定に違反して株式等の取得をした者
4. 附則第3条第6項において準用する第27条第7項の規定による変更又は中止の命令に違反して株式等の取得をした者

2 次の各号の一に該当する者は、20万以下の罰金に処する。

1. 附則第3条第2項の規定に違反して株式等の取得をした者（同条第4項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）
2. 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者
- 3 法人（第26条第1項第2号及び第4号並びに附則第2条第3項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第1項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してそれぞれ第1項又は前項の罰金刑を科する。

4 第26条第1項第2号及び第4号並びに附則第2条第3項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（外資に関する法律等の廃止）

第2条 次に掲げる法令は、廃止する。

1. 外資に関する法律（昭和25年法律第163号）
2. 外国人の財産取得に関する政令（昭和24年政令第51号）

(経過措置)

第3条 この法律による改正前の外国為替及び外国貿易管理法（以下「旧法」という。）第31条第1項、第32条第1項、第34条又は第35条の規定に基づき認められ又は許可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第31条第1項、第32条第1項、第34条又は第35条の規定によりされている申請に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第4条 この法律による廃止前の外資に関する法律（以下「旧外資法」という。）第10条、第11条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の認可（次項の規定によりなお効力を有するものとされるこれらの規定による認可を含む。）を受けたものが、この法律の施行後において、当該認可を受けたところから従つて行う取引又は行為であつて、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法（以下「新法」という。）第20条第2号、第4号若しくは第5号若しくは第26条第2項各号（第2号及び第5号を除く。）に掲げる取引若しくは行為又は新法第29条第1項に規定する取引若しくは行為を行おうとする場合には、新法第22条第1項、第26条第3項又は第29条第1項に規定する届出については当該届出がされたものと、新法第23条第1項、第26条第4項又は第29条第3項に規定する取引又は行為を行つてはならない期間については当該期間を経過したものとみなして、新法の規定（第16条及び第21条第2項の規定を除く。）を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧外資法第10条、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2又は第13条の3の規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

3 旧外資法第13条の2に規定する株式等の取得の日又は旧外資法第13条の3に規定する対価等若しくは対価等の請求権の取得の日がこの法律の施行前であるものについては、これらの規定（旧外資法第13条の3に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

4 新法第16条の規定は、この法律の施行前に、旧外資法第15条、第15条の2、第16条又は第17条の規定により認められたものとされた外国投資家のこの法律の施行後における外国へ向けた支払については、適用しない。前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧外資法第13条の2又は第13条の3の規定により指定又は確認を受けたもののこの法律の施行後における外国へ向けた支払についても、同様とする。

5 新法第26条第3項の規定は、同条第2項第2号に掲げる譲渡のうち、この法律の施行の日前から引き続き適法に所有する会社の株式又は持分の譲渡については、適用しない。

第5条 この法律による廃止前の外国人の財産取得に関する政令（以下「旧財産取得令」という。）第3条第1項の規定に基づき認可を受けた取引又は行為については、なお従前の

例による。2 この法律の施行の際現に旧財産取得令第3条第1項の規定によりされている申請に係る取引並びに当該取引に係る確認及び報告については、旧財産取得令第3条第1項、第7条及び第8条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第6条 旧外資法第9条の2第1項の規定により開設された外国投資家預金勘定の残高の払戻しその他必要な事項については、政令で定める。

2 旧外資法第14条第1項の規定により付された条件及びその変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第7条 旧法、旧外資法又は旧財産取得令の規定による処分に不服がある場合の異議申立て又は審査請求については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（企業再建整備法の一部改正）

第9条 企業再建整備法（昭和21年法律第40号）の一部を次のように改正する。

第27条中「、外国人の財産取得に関する政令（昭和24年政令第51号）」を削る。